

平成27年6月26日

International Swaps and Derivatives Association, Inc. 御中

住所 静岡市葵区呉服町1丁目10番地
法人名 株式会社 静岡銀行
役職

店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務についての確認書

当法人は、当法人が金融商品取引業等に関する内閣府令第125条の7第2項第三号ロに該当するか否かに関連し、以下について表明及び保証並びに確認する。なお、本書面で使用する用語の定義は、本書面で別段の定めがない限り金融商品取引法に定めるところによる。

本書面において、「計算対象店頭デリバティブ取引」とは、清算集中等取引情報（金融商品取引法156条の63第1項に規定する意味を有する。）又は取引情報（金融商品取引法156条の64第1項に規定する意味を有する。）の対象となっている店頭デリバティブ取引であって、信託勘定に属するものとして経理されるもの以外をいう。

1. （表明及び保証） 当法人は、金融商品取引業等に関する内閣府令第125条の7第1項に規定する取引を行う場合、その都度当該取引の相手方（以下「当該相手方」という。）に対し、当該取引に係る契約を締結する時において、平成25年4月から平成26年3月までの各月末日における計算対象店頭デリバティブ取引の想定元本額の合計額の平均額は、下記□にチェックして選択したとおりであることを表明及び保証する。

- 6兆円未満である。
 6兆円以上である。

また、次項に基づき本確認書を再度提出しない限り、当法人は、金融商品取引業等に関する内閣府令第125条の7第1項に規定する取引を行う場合、その都度当該相手方に対し、当該取引に係る契約を締結する時において、当該相手方と当該取引に係る契約を締結する時の属する前々年4月から前年の3月まで（契約を締結する時が12月に属する時は、その前年4月からその年の3月まで）の各月末日における計算対象店頭デリバティブ取引の想定元本額の合計額の平均額が、上記□にチェックして選択したとおりであることを表明及び保証する。

2. （情報更新及び通知義務） 当法人は、毎年、その前年4月からその年の3月までの各月末日における計算対象店頭デリバティブ取引の想定元本額の合計額の平均額を計算し、その結果が前項における表明保証内容と異なる場合には、その年の8月末日までに、前項の表明保証の該当年度を適切に修正した上で本確認書を再度 International Swaps and Derivatives Association, Inc.（以下「ISDA」という。）に対して、本確認書を交付したのと同じ方法により交付する。また、その他何らかの理由により前項における表明保証ができなくなった場合には、直ちに本確認書の公開を停止する旨をISDA及び当該相手方に通知する。

3. （本書面の公開） 当法人は、ISDAが適切と認める方法により本確認書を公開又は利用することに合意する。また、本確認書は、当法人を代表する権限ある者が署名又は記名・押印する方法で当法人がその責任において作成したものであって、ISDAは本確認書に関して一切の責任を有しないことに合意する。

4. （当法人の連絡先） 本書面に関する当法人の連絡先は、別紙記載の通りである。

以上